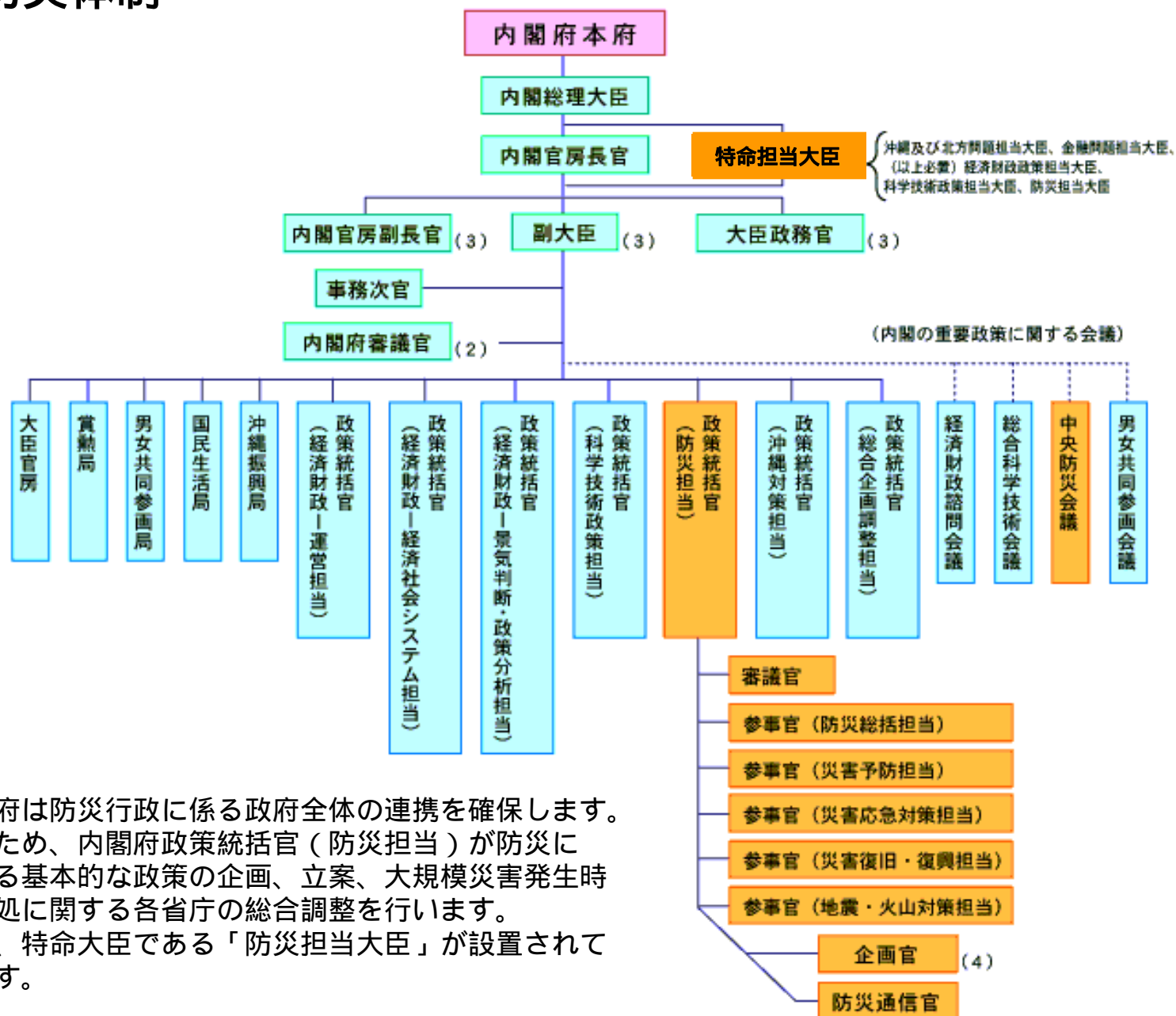


内閣府における防災通信の現状

平成20年1月18日

内閣府(防災)

政府の防災体制



内閣府は防災行政に係る政府全体の連携を確保します。このため、内閣府政策統括官（防災担当）が防災に関する基本的な政策の企画、立案、大規模災害発生時の対処に関する各省庁の総合調整を行います。また、特命大臣である「防災担当大臣」が設置されています。



災害発生時における政府の応急対策

緊急参集チーム参集基準

(自然災害時)

- ・東京23区内で震度5強以上の地震発生時
- ・その他の地域で震度6弱以上の地震発生時
- ・津波警報(大津波)発表時
- ・東海地震注意情報発表時

首都直下型等大規模地震発生時(震度6強)には、

参集方法:全閣僚は、利用可能なあらゆる手段を用いて速やかに参集

官邸(危機管理センター)
内閣府(中央合同庁舎5号館)
防衛省(中央指揮所)
立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)

- ・警察パトカー等緊急自動車の活用
 - ・ヘリコプターの活用
- (内閣総理大臣、総理大臣の臨時代理となり得る閣僚、内閣官房長官及び防災担当大臣)

災害が発生した場合は、国・地方公共団体は、まず、被害の状況・規模等の情報を迅速に収集分析し、関係機関相互に伝送情報交換をします。

緊急参集チームによる
事態把握、初動対処集約・調整等
被害状況、対応状況等の情報収集・集約

- ・地震防災情報システム(DIS)
- ・画像情報(ヘリコプター等)
- ・関係省庁、公共機関の第一次情報 等

防災担当大臣のリーダーシップのもと対応を協議

緊急参集チーム:内閣危機管理監(主宰)関係省庁等の局長等

情報先遣チーム及び政府調査団の派遣決定

臨時の閣議による本部設置・政府対処方針決定等

非常災害対策本部の設置

(本部長:防災担当大臣)

緊急災害対策本部の設置

(本部長:内閣総理大臣)

関係省庁連絡会議の開催

政府調査団の派遣

団 長:防災担当大臣又は内閣府副大臣
構成員:関係省庁の課長級職員



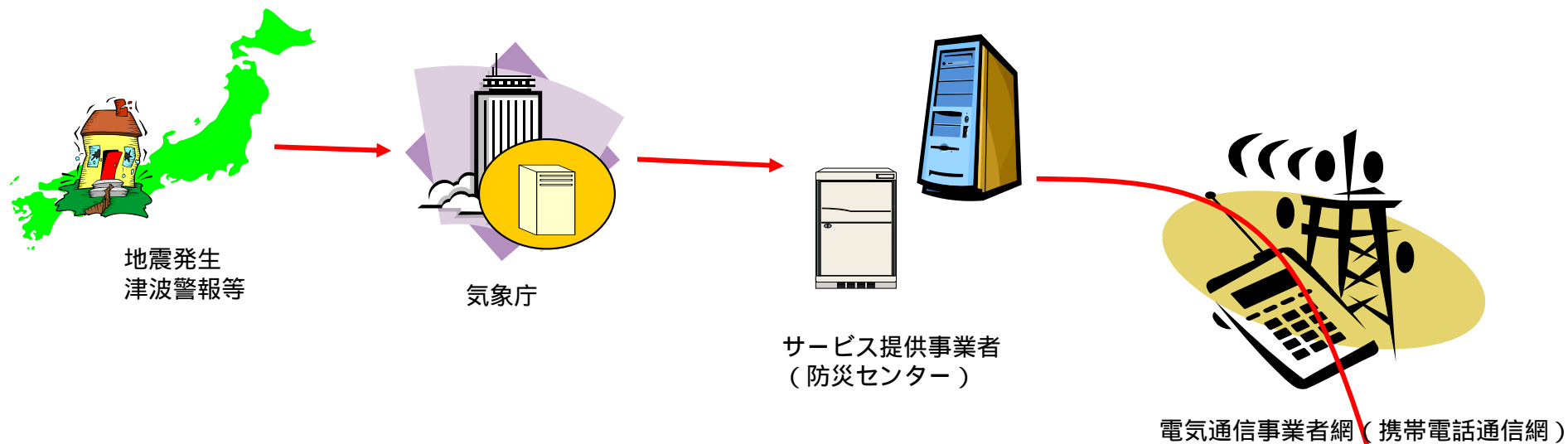
内閣府の防災情報の収集・提供の概要

分類	項目	内容	担当防災機関
発生災害	地震の概要	震源等 地震の評価等 地殻の変動等	気象庁 文部科学省 国土地理院
現地情報	気象警報 人的住家被害 地理的被害 所管事案被害 電力・原子力・ガス被害 水道被害 河川・道路・下水道・公園被害 港湾・鉄道・航空・観光被害 放送・通信・郵便被害 交通規制 金融機関 石油コンビナート 文教施設 病院施設 農林水産漁業	警報注意報等 被害者数等 空中写真等 ヘリ映像等 供給停止戸数等 供給停止戸数等 施設被害状況等 施設被害状況等 施設被害状況等 通行止め等 施設被害状況等 施設被害状況等 施設被害状況等 施設被害状況等	気象庁 消防庁・警察庁 国土地理院 警察庁・消防庁・国土交通省・海上保安庁・防衛省 経済産業省 厚生労働省 国土交通省 国土交通省 総務省 警察庁 金融庁 消防庁 文部科学省 厚生労働省 農林水産省
部隊派遣	警察広域緊急援助隊 緊急消防援助隊 自衛隊 海上保安活動	派遣先等 派遣先等 派遣先等 活動状況等	警察庁 消防庁 防衛省 海上保安庁
災害対策本部	各省庁体制 自治体体制 物資備蓄	設置状況等 設置状況等 備蓄状況	各省庁 消防庁・自治体 農林水産省・経済産業省等
災害支援	災害救助法 被害者生活支援法 金融措置等 相談窓口等 災害復興住宅融資 外国政府の支援 ボランティア	適用状況等 適用状況等 適用状況等 設置状況等 適用状況等 対応状況等 対応状況等	厚生労働省 内閣府 金融庁ほか 総務省ほか 国土交通省 外務省 厚生労働省
災害復旧	ライフライン 災害ごみ 激甚災害法 財政支援	復旧状況等 対応状況 適用状況 交付税繰上交付等	経済産業省ほか 環境省 内閣府 総務省



緊急時の参集指令と情報連絡

各省庁の局長級職員が発災後直ちに内閣総理大臣官邸に参集します。
このため、非常災害対策要員の携帯電話に対して、気象庁からの警報発令に連動し自動的に参集指示等を行います。



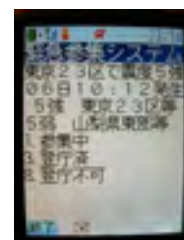
携帯電話の表示イメージ



待受画面



緊急情報受信時



受信画面

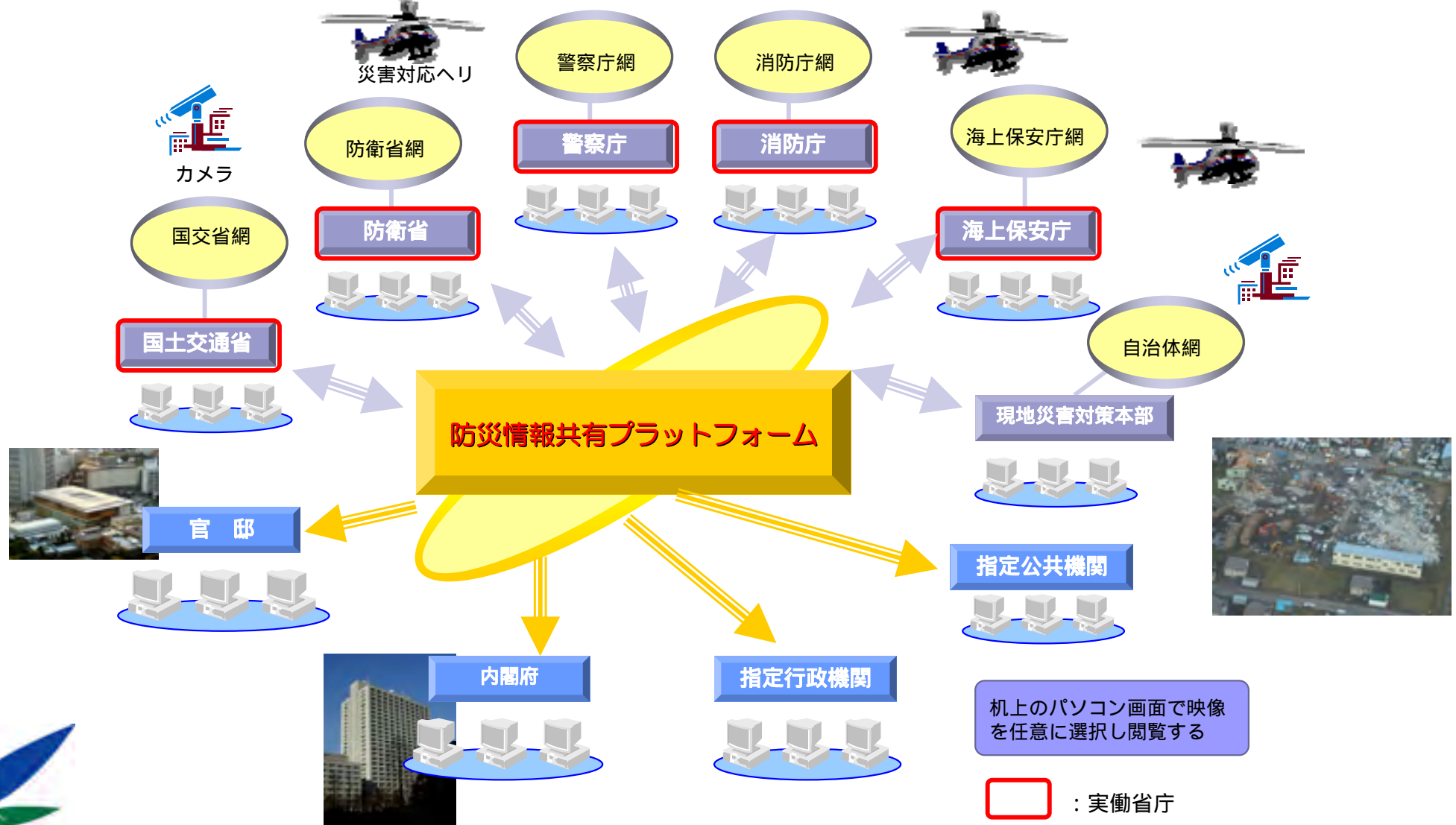
緊急参集要員
(携帯電話)



基本的な災害情報の共有

電話、FAXに加え、電子メール、防災データなど各種の情報を分析し、速やかに内閣総理大臣に報告して基本的な対処方針を決定します。

さらに、警察庁、防衛省、消防庁、国土交通省、海上保安庁のヘリコプター等から送られてくるリアルタイムの災害映像を中央防災無線網により防災関係機関で相互に交換し、災害発生直後の応急対策に活用しています。



被災現地とのきめ細やかな情報交換

地震や火山噴火等の自然災害の発生時に、被災地に設置される現地災害対策本部と総理官邸に設置される緊急災害対策本部との通信回線を確保して、事態対処、救援等の指揮命令系統とします。

被災地のライフラインの復旧や被災者の生活復興支援に必要な情報を現地から迅速かつ円滑に伝送します。



災害対策本部（総理官邸）



現地災害対策本部
（都道府県庁等）

可搬型衛星通信装置
機能：TV会議、映像伝送
電話、FAX

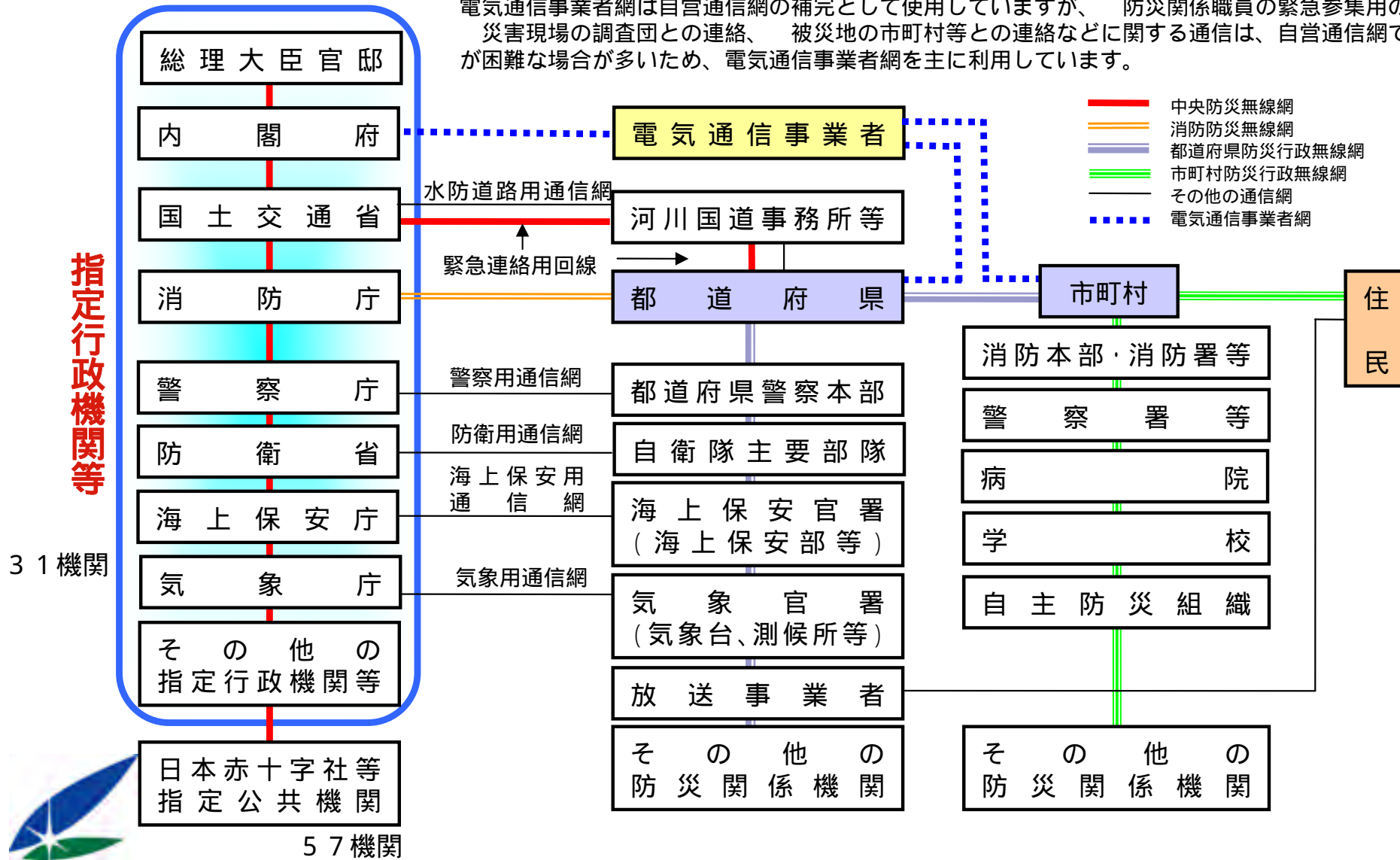


衛星携帯電話



防災関係機関の連携を支える通信の確保

災害対策の実効を上げるため災害対策基本法に基づき、国・地方公共団体・指定公共機関では、防災計画の策定とその適切な実施を図っています。
 防災関係機関相互の情報連携のため、各種の防災無線などの通信網が活用されています。
 電気通信事業者網は自営通信網の補完として使用していますが、防災関係職員の緊急参集用の連絡、災害現場の調査団との連絡、被災地の市町村等との連絡などに関する通信は、自営通信網では対応が困難な場合が多いため、電気通信事業者網を主に利用しています。



中央防災無線網の整備・運用

中央防災無線網は、地震などの大規模災害時に、総理大臣官邸、中央省庁及び全国の防災機関相互の通信を確保するために整備された政府専用無線網です。

この中央防災無線網により、関係機関からの災害情報・被災地の災害映像、地震防災情報システム（DIS）による被害推計等の情報を共有します。

このため、内閣府ではいつでもどこで災害があっても対応できるように24時間運用体制を敷いています。



重要通信に関するの要望事項

災害等の非常時における重要通信の疎通の確保について

- ・ 一般の通信に輻輳が発生した場合でも、優先的取扱いとされている通信は確実に疎通を確保されなければならない。
- ・ 発災直後の通信の確保のみならず、応急対策から復旧に至る通信も確保していかなければならない。

重要通信対象機関の見直しについて

- ・ 優先的取扱いの必要性に応じて、対象機関の選別ばかりではなく、対象機関内の端末毎のランクの割当を行う必要がある。

技術革新・社会情勢への対処について

- ・ 固定通信のみならず、移動通信についても災害時の優先的取扱いの在り方を検討すべきである。
- ・ 電話・FAX以外の電子メールなどについても災害時の優先的取扱いの在り方を検討すべきである。

